

寄託文書紹介 8

池沢 清家文書

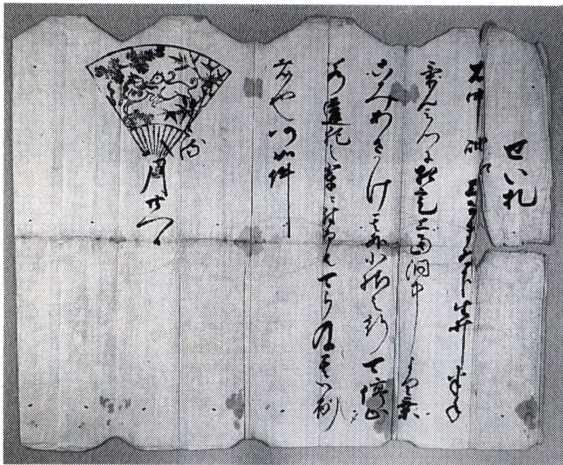
本文書は、小山市間々田在住の池沢清氏の収集に係る文書で、寒川郡下生井村（小山市）の大橋家に伝えられてきた文書です。

文書点数は二六一点で、内訳は中世文書が五点、近世文書が七五点、近代文書が一八一点です。中世文書はすべて戦国期のもので、古河公方足利義氏が小山秀綱に対して那須方面に向かうことを知らせた書状、一五七四年（天正二年）十二月以降小山領を支配した小田原北条氏一族の氏照が古河宿の奉行衆や小山氏家臣大橋氏に与えた印判状、下総の結城晴朝が扇面黒印を据えて軍勢に夜盗・朝駈・乗込みなどを禁じた禁制があります。近世文書は二つに大別できます。一つは下生井村の中世小山氏の旧臣大橋氏と旧主で水戸徳川家に仕えていた小山氏との結びつきを示すものです。こうした史料が存在する歴史的な背景として、大橋氏

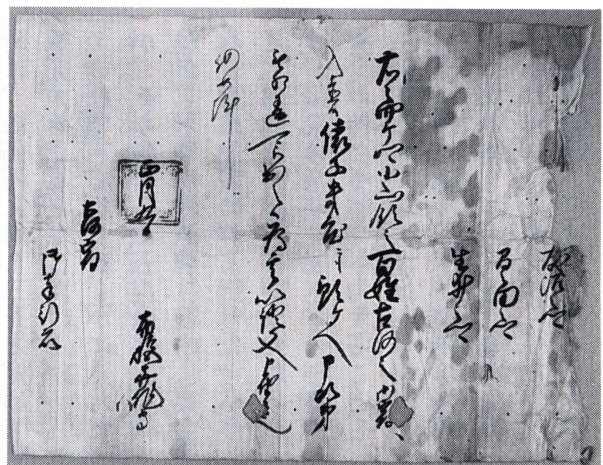
が土豪クラスの家臣の系譜を引く旧臣で、旧主と日常的な音信や中世以来の先例に基づく儀礼・贈答を通して結びつくことによって、現領主や他の百姓身分の者に家格を誇示し、村役人としての地位を維持しようとしたことなどが考えられます。また、小山氏の側から見た場合、旧臣たちとの交流を通して同氏の持つ伝統的な権威を誇示し維持することができたことなどが推測されます。二つ目は、下生井村の名主を務めていたことを示す文書です。三十点以上に及ぶ同村関係の年貢割付状や検地帳類などはそのことを物語っています。

近代文書はほとんどが明治期のもので、特筆すべきは下生井郵便受取所関係の文書が多いことです。当所は一九〇一年（明治三十四年）三月に間々田郵便局（小山市）に付属して設立され、一九〇五年（明治三十八年）三月の廃止まで業務を続けました。郵便事務連絡文や、預貯金・為替・集配等の明治期の郵便業務を研究する上で貴重な史料が数多く見られます。

（荒川善夫）



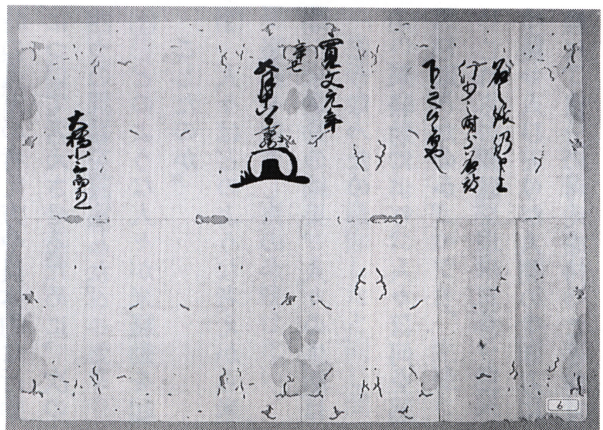
結城晴朝禁制



北条氏照印判状



郵便物受領証



小山秀勝幼名付与状